1. 事業所の概要

事業者の名称	医療法人社団　幸紀会
法人所在地	岐阜市鏡島西２丁目４番１４号
代表者氏名	理事長　　安江　紀裕
電話番号	（０５８）２５３－７７４５
設立年月日	昭和５４年3月２３日

２. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設グリーンビラ安江
開設年月日	平成８年４月１日
施設の所在地	岐阜市鏡島南１丁目２番３８号
指定事業所番号	２１５０１８００９５
管理者の氏名	施設長　　伊藤　文雄
電話番号	（０５８）２５３－７８７８
ＦＡＸ番号	（０５８）２５３－１１２３

３. ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の種類	指定年月日	指定番号	定員
入所サービス	平成　８年４月１日	2150180095	５６人
短期入所療養介護	平成　８年４月１日	2150180095	空床型
介護予防短期入所療養介護	平成１８年４月１日	2150180095	空床型
介護予防通所リハビリテーション	平成２９年４月１日	2150180095	５０人
訪問介護	平成２９年４月１日	2170113134	
訪問リハビリテーション	平成２９年７月１日	2150180095	
介護予防訪問リハビリテーション	平成２９年７月１日	2150180095	
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	令和　１年９月１日	2190104113	

４. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護老人保健施設グリーンビラ安江（以下「施設」という。）において実施する通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、居宅介護支援センター等の作成する介護サービス計画表に基づいたサービスを提供し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
施設運営の方針	・施設は、介護サービス計画表に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活が維持できるよう在宅ケアに努める。 ・施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービスの提供に努めるものとする。 ・施設は、明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するもの及び関係市町村との密接な連携に努めるものとする。

	・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了承を得ることとする。

５．施設の概要

（１）敷地及び建物

敷　地	１，７７８．６４㎡	
建　物	構　　造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造３階建て（耐火建築）
	延床面積	２，６２８．４９㎡

（２）職員体制

職　　種	常　勤	非常勤	業　務　内　容
管　理　者	1		施設の総括管理
医　　師	1		病状に応じ日常的医学的対応
看 護 職 員	1	1	医師の指示の下、医療行為
介 護 職 員	4	2	通所リハビリテーション計画に基づく介護
支援相談員	3		処遇上の相談、苦情等の相談
理学・作業療法士	5		リハビリ計画とその指導
管理栄養士	1		献立、栄養指導、食事管理

（３）職員の勤務体制

職　　種	勤 務 体 制	備　　考
管　理　者	日　勤（午前８時３０分～午後５時３０分）	
医　　師	日　勤（午前８時３０分～午後５時３０分）	管理者兼務
看 護 職 員	日　勤（午前８時３０分～午後５時３０分）	
介 護 職 員	日　勤（午前８時００分～午後５時３０分）	
支援相談員	日　勤（午前８時３０分～午後５時３０分）	
理学・作業療法士	日　勤（午前８時３０分～午後５時３０分）	
管理栄養士	日　勤（午前８時３０分～午後５時３０分）	

６．利用定員

定　　員	５０　名

７．通常の実施地域

実 施 地 域	岐阜市、瑞穂市、本巣市、本巣郡北方町

８．営業日及び営業時間

営　業　日	月～日曜日 但し、１月１日・２日は除く
営 業 時 間	通常は午前８時３０分～午後５時３０分まで 但し、１２月３１日は午前８時３０分～午後１時３０分まで 利用者の状況により通常時間外の利用も可能（要相談）

９．介護通所リハビリテーションサービスの内容

サービスの種別	サービス内容
食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また、嚥下が困難な利用者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 食事時間　１２時００分～１２時３０分頃
入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、一般浴槽・特別浴槽による入浴介助や清拭、洗髪などを行います。
排泄介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
利用者居宅への送迎	利用者の居宅と施設間の送迎を行います。 但し、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車椅子または歩行介助により送迎を行うことがあります。
通所リハビリテーション計画の作成	利用者に係る支援事業者が作成した介護サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
リハビリテーション	・利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 ・利用者の能力に応じて、レクリエーションやクラブ活動、歌唱や体操などを通じた訓練を行います。 ・利用者の能力に応じて、理学療法士、機能訓練指導員等が専門的知識に基づき、運動療法、物理療法を行います。
その他	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動の場を提供します。

１０．利用料等

（１）通所リハビリテーションサービス料の１割または２割または３割。

（２）食費、日用品費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等保険給付対象外サービスの利用料は全額を負担していただきます。

（３）利用料金表は別紙のとおり。

（４）ご利用にあたりまして、身体状況表が必要となります。
（料金につきましては各医療機関によって異なります。）

１１．利用料等のお支払方法

毎月１０日前後に、前月利用分の請求書及び明細書を発行いたします。利用料のお支払いは原則銀行引き落としとなり、毎月２３日（土、日、祝日の場合は翌営業日）に前月利用分の引き落としとなっております。

１２．サービス内容に関する苦情等相談窓口

（１）施設の苦情の受付

苦情・相談解決責任者	施　設　長　伊藤　文雄
苦情・相談受付担当者	西岡　あゆみ
ご 利 用 時 間	午前９時００分～午後５時００分（月～土）
ご 利 用 方 法	１階相談室　苦情受付窓口
ご　意　見　箱	各階に設置

（２）行政機関その他の苦情受付・相談機関

〔受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）午前９時００分～午後５時００分〕

岐　阜　県　庁 健康福祉部高齢福祉課	所 在 地　岐阜市薮田南２丁目１番１号 電話番号　（０５８）２７２－１１１１ 内線 ２６０２
国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係 苦　情　相　談　係	所 在 地　岐阜市下奈良２丁目２番１号 電話番号　（０５８）２７５－９８２６
岐阜県運営適正化委員会	所 在 地　岐阜市下奈良２丁目２番１号 電話番号　（０５８）２７８－５１３６
第　三　者　委　員	事 業 所　医療法人社団 幸紀会 安江病院 担 当 者　事務局長　錦見 由美 電話番号　（０５８）２５３－７７４５

〔受付時間 月～金（年末年始、祝祭日を除く）午前８時４５分～午後５時３０分〕

岐阜市役所介護保険課	所 在 地　岐阜市司町４０番地１ 電話番号　（０５８）２１４－２０９３

１３．非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設グリーンビラ安江消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練	年２回、昼間及び夜間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。			
防　災　設　備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	非常警報設備	有
	自動火災報知機	有	非常放送設備	有
	火災通報装置	有	屋内消火栓	有
	誘導灯	有	消火器	有
	非常階段	有		
消 防 計 画 等	岐阜中消防署への届出日：平成２７年１２月１日消防計画作成（変更）			

１４．協力医療機関等

（１）協力医療機関

名　　称	安江病院
院 長 名	安江　紀裕
所 在 地	岐阜市鏡島西２丁目４番１４号
電話番号	０５８－２５３－７７４５
入院設備	あり

（２）協力医療機関

名　　称	岐阜市民病院
院 長 名	山田　誠
所 在 地	岐阜市鹿島町７丁目１番地
電話番号	０５８－２５１－１１０１
入院設備	あり

（３）協力眼科医院

名　　称	眼科クリニックやすえ
院 長 名	岡部　いづみ
所 在 地	岐阜市鏡島西２丁目３番１２号
電話番号	０５８－２５５－４１００
入院設備	なし

（４）協力歯科医院

名　　称	楠歯科医院
院 長 名	楠　博夫
所 在 地	岐阜市鏡島２８６４－２
電話番号	０５８－２５３－７７７１
入院設備	なし

１５．施設ご利用の際にご留意いただく事項

所持金品の管理	所持品の全てのものに氏名を記入してください。 所持金品は、自己の責任で管理してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
飲食物の管理	食事の持ち込みはご遠慮ください。

１６．施設内における禁止行為

（１）飲酒及び施設内の所定場所以外の喫煙

（２）火気の取り扱い

（３）他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動

（４）施設内へのペットの持ち込み

（５）他の利用者に対し迷惑を及ぼすような行為

１７．個人情報の使用について

利用者のためのサービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整、並びに医療機関の受診等において、個人情報の使用を 必要とする場合があります。個人情報を使用する場合は、下記の条件のもとに利用者及び利用者の代理人（ご家族や後見人等）の同意を得るものとします。

（１）個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと

（２）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

（３）使用する期間は当事業所と別に締結する介護老人保健施設サービスの契約期間内であること

１８．会議や多職種連携における ICT 活用について

各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進から ICT の活用をおこないます。

① ご利用者様等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等の 活用を行います。

② ご利用者様等が参加して実施するものについては、ご利用者様等の同意を得た上で、テレビ電話等の活用実施を行います。

１９．身体的拘束について

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により行動を制限しません。当施設において 例外規定に該当すると判断した場合には、契約書第９条に記載のとおり、別紙により利用者または利用 者の代理人（ご家族や後見人等）の同意を得るものとします。

２０．虐待防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止に関する研修を実施し、その発生を防止するための体制を整備します。

２１．業務継続計画の策定について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

２２．事故発生防止について

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故防止に関する研修を実施し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

２３．ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
   また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

当事業者は、通所リハビリテーションサービス内容・重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　医療法人社団 幸紀会
所在地　　岐阜市鏡島南１丁目２番３８号
名　称　　介護老人保健施設グリーンビラ安江

説明者　　職　名

氏　名

私は、通所リハビリテーションサービス内容・重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　氏　名

代理人　　氏　名
（選任した場合）